

川崎市上下水道局予算編成要綱

(昭和59年10月8日59川水総経第104号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年水道局規程第8号。以下「財務規程」という。）第180条に規定する予算の編成について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 予算編成の原則

(収入の基準)

第2条 収入は、収益的収入及び資本的収入いずれも収入源を正確に把握し、かつ、経済の現実に対応して、関連するすべての資料に基づいて的確な収入を計上すること。

(支出の基準)

第3条 支出は、収益的支出及び資本的支出のいずれも合理的な基準によりその経費を算定し、かつ、最小の経費をもって最大の効果をあげるように留意すること。

2 収益的支出については、合理化、能率化及び簡素化の面から従来の事務事業に徹底的な再検討を加え、極力一般消費的経費の節減に努めること。

3 資本的支出については、特定財源の裏付けのあるもの及び事業運営上緊急かつ不可欠のもののみとし、不急の建設改良工事、固定資産購入等は、極力繰り延べること。

(消費税及び地方消費税)

第4条 消費税及び地方消費税の取引区分については、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づいて課税・非課税・不課税を適正に処分すること。

第3章 収入

(営業収益)

第5条 水道料金は、配水計画、給水栓数の増加見込み及び前年度の実績等を勘案して的確な収入を計上すること。

2 工業用水道料金は、契約水量、料金単価等に基づいて的確な収入を計上すること。

3 受託工事収益は、受託工事費に見合う収入を計上すること。

4 受託給水工事収益は、受託給水工事費に見合う収入を計上すること。

5 その他受託工事収益は、その他受託工事費に見合う収入を計上すること。

6 他会計負担金は、経費の負担の原則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第17条の2）等に基づいて、一般会計等において負担する経費を調査し、これに見合う収入を計上すること。

7 手数料は、前年度の実績等を勘案して計上すること。

8 雑収益は、上記以外の営業活動に付随する収入を計上すること。

9 分担金は、東京都からの分担金とし、協定等に基づいて計上すること。

(営業外収益)

第6条 受取利息は、預金利息については、各種預金に対する利子の前年度の実績、平均預金残高等を、その他受取利息については、前年度の実績等を勘案して計上すること。

2 他会計補助金は、地方公営企業繰出金基準（総務省において定める繰出しの基準をいう。以下同じ。）等に基づいて、一般会計から受入れる額を計上すること。

3 分担金は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）からの分担金とし、協定等に基づいて計上すること。

4 水道利用加入金は、給水栓数の増加見込み等を調査し、前年度の実績等を勘案して計上すること。

- 5 賃貸料は、公舎入居料及びその他賃貸借契約による賃貸料の収入を計上すること。
- 6 不用品売却収益は、鉄くず、砲金くずその他の不用品の払下げ数量を的確に調査し、適正単価により不用品売却原価に見合う収入を計上すること。
- 7 長期前受金戻入は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第21条第2項の規定により営業外収益として整理する長期前受金について計上すること。
- 8 その他雑収益は、上記以外の営業活動と直接関係のない収入を計上すること。

（特別利益）

第7条 固定資産売却益は、土地、建物、自動車その他の陸上運搬具等の固定資産で、事業の用に供しない不用の資産がある場合はこれを的確に調査し、売却すべきものについては差益相当額を算定し、売却益として計上すること。

- 2 過年度損益修正益は、過年度損益修正による利益の発生予定額を計上すること。
- 3 長期前受金戻入は、規則第21条第2項の規定により特別利益として整理する長期前受金及び前年度以前に収益化できなかった長期前受金について計上すること。
- 4 引当金戻入益は、引当金について、当該年度中に取り崩す予定の額及び当該年度末日に引当てが必要となる額を見込んで計上すること。
- 5 その他特別利益は、上記以外の特別利益を計上すること。

（資本的収入）

第8条 建設企業債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債について計上すること。

- 2 一般会計出資金は、地方公営企業繰出金基準に基づいて、一般会計から受け入れる額を計上すること。
- 3 国県補助金は、建設改良に対する国及び県からの補助金を計上すること。
- 4 一般会計補助金は、建設改良に対する一般会計からの補助金を計上すること。
- 5 工事負担金は、配水管布設替工事等に対する受益者からの負担金を計上すること。
- 6 他会計負担金は、経費の負担の原則（法第17条の2）に基づいて、一般会計等において負担する経費等を調査し、これに見合う額を計上すること。
- 7 固定資産売却代金は、第7条第1項の不用品売却資産の帳簿価額を計上すること。
- 8 出資金返還金は、地方公営企業繰出金基準に基づく企業団への出資に対する返還金を計上すること。
- 9 その他資本的収入は、上記以外の資本的収入を計上すること。

（明細書）

第9条 収入については、その計算の基礎を明細書に記載すること。ただし、明細書に記載することが適当でないものは、別に内訳書を添付すること。

第4章 支出

（人件費）

第10条 人件費は、過去の実績、職員計画等を勘案して労務課が総括し計上すること。

第11条 削除

（物件費）

第12条 物件費は、極力節減に努め、適正な単価により計上し、前年度以上の予算額となる場合は要求理由書を添付すること。

2 予算要求書（第1号様式）に記載できないものは、別に内訳書を添付すること。

（維持工事費）

第13条 営業費用に属する修繕、取替工事等に係る費用は、前年度の実績等を勘案して計上し、工事実施計画書（第2号様式又は第2号様式の2）を添付すること。

2 受託工事費は、給水装置の新設、改造、修繕等及び配水管切回等の受託工事に要する費用を計上すること。

3 受託給水工事費は、給水装置の新設、改造、修繕等の受託工事に要する費用を計上すること。

4 その他受託工事費は、配水管切回等の受託工事に要する費用を計上すること。

（固定資産の除却等）

第14条 建物、構築物及びその他の償却資産で撤去、廃棄等に係る費用は、関係資料に基づいて計上し、固定資産除却費内訳書（第3号様式）及び固定資産除却費内訳明細書（第3号様式の2及び第3号様式の3）を管財課に提出すること。

2 前項の償却資産の撤去に要する費用は、工事実施計画書を添付すること。

（たな卸資産の減耗）

第15条 たな卸資産の減耗は、過去の実績、消耗率等を勘案して減耗額を計上し、たな卸資産減耗費内訳書（第4号様式）を添付すること。

（引当金繰入額）

第15条の2 引当金繰入額は、引当金について、当該年度中に取り崩す予定の額及び当該年度末日に引当てが必要となる額を見込んで計上すること。

（営業外費用）

第16条 支払利息及び企業債取扱諸費は、償還年次表等に基づいて計上すること。

2 企業団繰出金は、地方公営企業繰出金基準に基づいて企業団への繰出額を計上すること。

3 繰延勘定償却は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）に基づいて適正な金額を計上すること。

4 雑支出は、上記以外の営業外費用を計上すること。

（特別損失）

第17条 固定資産売却損は、土地、建物等の固定資産の売却による帳簿価額に対する差損相当額を売却損として計上すること。

2 過年度損益修正損は、過年度損益修正による損失の発生予定額を計上すること。

3 臨時損失は、天災その他特別な理由による巨額の臨時損失を計上すること。

4 その他特別損失は、上記以外の特別損失を計上すること。

（建設改良費）

第18条 建設改良工事に係る費用は、財源の裏付けのあるものとそれ以外のものとを区別し、工事実施計画に基づき計上し、工事実施計画書を添付すること。

2 機械器具備品購入費については、固定資産購入費要求内訳書（第5号様式）を添付すること。

3 リース資産購入費については、ファイナンス・リース取引について計上すること。

（投資）

第19条 出資金は、地方公営企業繰出金基準に基づいて企業団へ出資する額

を計上すること。

(企業債償還金)

第20条 企業債償還金は、償還年次表に基づいて計上すること。

(一般会計出資金返還金)

第20条の2 一般会計出資金は、地方公営企業繰出金基準に基づく一般会計からの出資に対する返還金を計上すること。

第21条 削除

(国庫補助金返還金)

第22条 国庫補助金返還金は、消費税及び地方消費税納税額確定に伴い、交付を受けた国庫補助金のうち消費税及び地方消費税相当額の返還金等を計上すること。

(その他の資本的支出)

第23条 その他の資本的支出は、第18条から第22条までによるもの以外の資本的支出を計上すること。

(継続費)

第24条 継続費の予算要求は、財務規程第184条に規定する書類等を添付して行うこと。

第5章 その他

(債務負担行為)

第25条 債務負担行為の予算要求は、財務規程第185条に規定する書類等を添付して行うこと。

(要求理由書)

第26条 支出については、第10条から第25条までの規定によるもののほか、必要に応じて要求理由書を添付すること。

(補正予算)

第27条 補正予算に関しては、第5条から第8条まで及び第10条から第25条までの規定を準用すること。

(適用除外)

第28条 第3章、第4章、第26条及び第27条の規定は、下水道事業の予算編成については、適用しない。

附 則 (昭和59年10月8日59川水総経第104号)

この要綱は、昭和59年10月8日から施行する。

附 則 (平成6年3月14日5川水総経第143号)

この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日8川水総経第188号)

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日18川水総経第374号)

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日21川水総経第1977号)

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日22川上経第1142号)

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月17日25川上経財第555号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度の事業年度については、なお従前の例による。

3 平成26年度の事業年度初日において計上すべき退職給付引当金については、改正後の要綱第15条の2の規定にかかわらず、同事業年度の特別

損失とする。

附 則（令和 2 年 3 月 2 5 日 3 1 川水経財第 4 1 8 号）

この改正要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第3号様式の3

固定資産除却費内訳明細書（建物・その他）

年度

課所名

費目	工事名	除却資産		除却分帳簿原価	備考
		トータルコード	資産名称		
				円	

